

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	荻野 利浩
【住所又は本店所在地】	山口県下関市
【報告義務発生日】	2026年10月13日
【提出日】	2026年10月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更 事務上の連絡先の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社東武住販
証券コード	3297
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場及び福岡証券取引所Q－Board

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	荻野 利浩
住所又は本店所在地	山口県下関市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社東武住販
勤務先住所	山口県下関市岬之町11番46号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	福岡市博多区博多駅前4丁目2番1号 NEWNO・ザイマックス博多駅前ビル7階 弁護士法人グレイス福岡事務所 弁護士 播摩洋平
電話番号	092-409-8603

（2）【保有目的】

発行者の創業者かつ代表取締役であり、経営への関与を目的としております。

但し、（6）「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者1、提出者2及び提出者3は、共同して本公開買付けに応募することに合意したうえで、2026年10月13日付で、株式会社カチタス（以下「公開買付者」といいます。）との間で、それぞれ公開買付応募契約（以下個別に又は総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、提出者1、提出者2及び提出者3が所有する発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（以下個別に又は総称して「応募対象株式」といいます。）を、公開買付者が発行者株式に対して行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募することを合意しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	1,047,700			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 1,047,700	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			1,047,700
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年10月13日現在）	AD 2,712,400
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF

上記提出者の株券等保有割合（％） (AB/ (AD+AE-AF) ×100)	38.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	39.18

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1は、提出者2及び提出者3との間で、各自が所有する応募対象株式を共同して本公開買付けに応募することを合意しております。

提出者1に係る本応募契約の主な内容は以下のとおりです。

ア 提出者1は、本公開買付けが開始された場合、応募対象株式の全てについて本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募により成立する応募対象株式の買付けに係る契約を解除しないものとする。但し、提出者1による応募は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始され、撤回されていないこと、②本応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、③本公開買付けを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、④本公開買付けの買付価格が1株当たり2,000円を下回っておらず、その他本公開買付けの条件が提出者1に不利益に変更されていないこと、⑤発行者の取締役会において、利害関係を有しない取締役全員の一致により本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議（発行者の株主に対する応募の推奨を含むことを要しない。）が適法かつ有効になされ、公表されており、かつ、撤回等されていないこと、並びに⑥公開買付者が本応募契約上の義務を重要な点において履行し、遵守していることを前提条件とする（提出者1はその任意の裁量によりこれらの前提条件を放棄することができる。）。

イ 提出者1は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、応募対象株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得、提供及び譲渡（空売りを含む。）を行わないものとする。

ウ 提出者1は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の第三者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合し又は本公開買付けによる発行者株式の買付けを実質的に不可能とする取引（発行者による第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含む。）を積極的に提案し、若しくはその実施を積極的に勧誘し、又はこれらの取引の相手方となり得る第三者を積極的に探索してはならないものとし、第三者からこれらの取引に関する提案、勧誘、情報提供又は申込みを受けた場合には、速やかに公開買付者にその旨及びその内容を通知するものとする。

エ 提出者1は、本応募契約締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間、本応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。

オ 提出者1は、本応募契約締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間に開催される発行者の株主総会において議決権を行使できる場合、株主提案に係る議案、及び可決されれば本公開買付けの成立若しくは本応募契約において企図されている取引の遂行を妨げ、又は発行者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画若しくはその見通しに重大な影響を及ぼす若しくは及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、応募対象株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従うものとする。また、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が当該決済の開始日以降に開催されるときは、応募対象株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従うものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	42,050
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	

上記（AI）の内訳	2014年 1 月27日付株式分割により700,398株を取得 2017年 6 月 1 日付株式分割により644,200株を取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	42,050

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	荻野 しとみ
住所又は本店所在地	山口県下関市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	福岡市博多区博多駅前4丁目2番1号 NEWNO・ザイマックス博多駅前ビル7階 弁護士法人グレイス福岡事務所 弁護士 播摩洋平
電話番号	092-409-8603

(2) 【保有目的】

創業者・代表取締役の配偶者であり、安定株主として保有しております。
但し、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者1、提出者2及び提出者3は、共同して本公開買付けに応募することに合意したうえで、2026年10月13日付で、公開買付者との間でそれぞれ本応募契約を締結し、応募対象株式を本公開買付けに応募することを合意しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	33,600			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 33,600	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			33,600
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年10月13日現在)	AD	2,712,400
----------------------------------	----	-----------

提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）	1.24
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	1.24

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者２は、提出者１及び提出者３との間で、各自が所有する応募対象株式を共同して本公開買付けに応募することを合意しております。

提出者２に係る本応募契約の主な内容は以下のとおりです。

ア 提出者２は、本公開買付けが開始された場合、応募対象株式の全てについて本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募により成立する応募対象株式の買付けに係る契約を解除しないものとする。但し、提出者２による応募は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始され、撤回されていないこと、②本公開買付けを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、③本公開買付けの買付価格が１株当たり２,０００円を下回っておらず、その他本公開買付けの条件が提出者２に不利益に変更されていないこと、④発行者の取締役会において、利害関係を有しない取締役全員の一致により本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議（発行者の株主に対する応募の推奨を含むことを要しない。）が適法かつ有効になされ、公表されており、かつ、撤回等されていないこと、並びに⑤公開買付者が本応募契約上の義務を重要な点において履行し、遵守していることを前提条件とする（提出者２はその任意の裁量によりこれらの前提条件を放棄することができる。）。

イ 提出者２は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、応募対象株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得、提供及び譲渡（空売りを含む。）を行わないものとする。

ウ 提出者２は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の第三者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合し又は本公開買付けによる発行者株式の買付けを実質的に不可能とする取引（発行者による第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含む。）を積極的に提案し、若しくはその実施を積極的に勧誘し、又はこれらの取引の相手方となり得る第三者を積極的に探索してはならないものとし、第三者からこれらの取引に関する提案、勧誘、情報提供又は申込みを受けた場合には、速やかに公開買付者にその旨及びその内容を通知するものとする。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	1,200
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	2014年１月27日付株式分割により16,776株を取得 2017年６月１日付株式分割により16,800株を取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	1,200

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

3【提出者（大量保有者）／3】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社O T C
住所又は本店所在地	山口県下関市みもすそ川町2 3 番 4 3 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2019年1月11日
代表者氏名	荻野 利浩
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の保有・管理・売買・投資及び運用、経営コンサルティング

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	福岡市博多区博多駅前4丁目2番1号 NEWNO・ザイマックス博多駅前ビル7階 弁護士法人グレイス福岡事務所 弁護士 播摩洋平
電話番号	092-409-8603

（2）【保有目的】

安定株主として保有しております。
但し、（6）「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者1、提出者2及び提出者3は、共同して本公開買付けに応募することに合意したうえで、2026年10月13日付で、公開買付者との間でそれぞれ本応募契約を締結し、応募対象株式を本公開買付けに応募することを合意しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	138,400			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 138,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			138,400
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2026年10月13日現在)	AD	2,712,400
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） (AB/ (AD+AE-AF) ×100)	5.10	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.10
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者３は、提出者１及び提出者２との間で、各自が所有する応募対象株式を共同して本公開買付けに応募することを合意しております。

提出者３に係る本応募契約の主な内容は以下のとおりです。

ア 提出者３は、本公開買付けが開始された場合、応募対象株式の全てについて本公開買付けに応募し、当該応募を撤回せず、当該応募により成立する応募対象株式の買付けに係る契約を解除しないものとする。但し、提出者３による応募は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始され、撤回されていないこと、②本公開買付けを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、③本公開買付けの買付価格が1株当たり2,000円を下回っておらず、その他本公開買付けの条件が提出者３に不利益に変更されていないこと、④発行者の取締役会において、利害関係を有しない取締役全員の一致により本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議（発行者の株主に対する応募の推奨を含むことを要しない。）が適法かつ有効になされ、公表されており、かつ、撤回等されていないこと、並びに⑤公開買付者が本応募契約上の義務を重要な点において履行し、遵守していることを前提条件とする（提出者３はその任意の裁量によりこれらの前提条件を放棄することができる。）。

イ 提出者３は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、応募対象株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得、提供及び譲渡（空売りを含む。）を行わないものとする。

ウ 提出者３は、本応募契約締結日から本公開買付けの公開買付期間の末日までの間、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の第三者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合し又は本公開買付けによる発行者株式の買付けを実質的に不可能とする取引（発行者による第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含む。）を積極的に提案し、若しくはその実施を積極的に勧誘し、又はこれらの取引の相手方となり得る第三者を積極的に探索してはならないものとし、第三者からこれらの取引に関する提案、勧誘、情報提供又は申込みを受けた場合には、速やかに公開買付者にその旨及びその内容を通知するものとする。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	2,306
借入金額計（AH）（千円）	139,000
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	141,306

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
福岡銀行下関支店	銀行業	五島 久	山口県下関市竹崎町１－１７－６	2	139,000

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 荻野 利浩
- (2) 荻野 しとみ
- (3) 株式会社OTC

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	1,219,700			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 1,219,700	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 1,219,700			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年10月13日現在）	AD	2,712,400
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		44.97
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		45.52

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
荻野 利浩	1,047,700	38.63
荻野 しとみ	33,600	1.24
株式会社O T C	138,400	5.10
合計	1,219,700	44.97